

伝言板



ソフトテニス「ジュニア」募集

小学生（父母同伴）と部活を行っていない中学生が対象。5月6日から8月までの土・日曜日10回、13時から16時まで高砂テニスコートで開催。会費2,000円。受け付けは、5月6日13時から。テニスラケットを持参してください。
《詳細》 室蘭ソフトテニス連盟（内海） ☎011-4228

春の市民探鳥会（無料）

5月14日8時30分、崎守駅前集合。崎守町歴史の小径までを歩きながら観察。11時30分散会予定。双眼鏡は貸し出します。雨天時中止の場合あり。
《詳細》 日本野鳥の会室蘭支部（成田） ☎011-1866

ボーイスカウト1日体験参加者と団員を募集

川のハイキングやいも植えを行います。

5歳から小学6年生と保護者が対象（女子も参加可）。5月14日10時から14時。本教寺（常盤町6-14）に集合。先着15人。費用は1家族500円。5月10日まで電話で申し込み。ボーイスカウト団員も募集中。

《詳細》 ボーイスカウト室蘭第1団（佐藤） ☎011-8572

シニア情報生活アドバイザー養成講座の受講者募集

おおむね50歳以上で、日常的にインターネットを利用している人を対象。6月18日から8月6日までの13時30分から16時30分、毎週日曜日8回1コース。先着6人。5月31日までホームページ（http://www.sni.mnw.jp/）から申し込み
《詳細》 NPO法人シニアネットいぶり（阿部） ☎011-5384

桜の植樹の参加者募集

測量山周辺の観光道路に、入学や結婚、誕生などの記念に桜を植樹しませんか。1本4,000円。5月28日まで電話で申し込み。6月4日測量山唐松平に集合（9時30分）して植樹します。
《詳細》 さくらロード実行委員会（清泉幼稚園 小倉） ☎011-5444

次世代育成セミナー

子供の成長や家族を考える講座、音楽、

体操などの保育活動を実践するセミナー。6月3日から7月22日までの10時30分から12時まで（3日は13時30分から）の土曜日、文化女子大学室蘭短期大学付属幼稚園で開催。参加料1,500円。託児あり（有料）。5月31日まで電話で申し込み。
《詳細》 文化女子大学室蘭短期大学 ☎011-0561

やさしい男女平等参画講座の受講生募集

身近な問題を話し合いながら学びましょう。5月から3月まで、原則第3金曜日10時から12時まで、胆振地方男女平等参画センターで、6回程度開催。参加料1,000円。電話またはファクスで申し込みを。（胆振地方男女平等参画センターでも受け付けています）。
《詳細》 男女平等参画をすすめる会「えんばわーメイト」（石井） ☎・ファクス011-0970

かっぱれ踊りで笑顔と快汗

毎月第2・4火曜日、15時からと17時40分から（いずれも2時間）、胆振地方男女平等参画センターで開催。会費2,000円。受講回数により費用が必要。一緒に汗を流しましょう。
《詳細》 小田 ☎011-6962

6月号に掲載する原稿の締切日は5月8日(月)です。

《詳細》 市民対話課 ☎011-2194、ファクス ☎011-2835
 Eメール shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp



スポーツを始めたいが、指導者を紹介してもらえないのでしょうか

あと2年で定年退職を迎えます。今から健康のため、職場の仲間と健康体操を始め、その後、バドミントンにも挑戦したいと思えます。スポーツ相談や指導者の紹介制度を教えてください。(58歳 男性)

お答えします

スポーツを始めたいが、「指導者が見つからない」「もう少し技術を高めたいので指導してほしい」という要望に応えるため、体育協会（☎011-7521）では、個人や団体に指導者を派遣する「スポーツ指導者バンク」事業を行っています。

体力づくりのための健康体操などを指導してほしい場合は、はじめに体育協会と相談してください。指導者を決め、一定期間派遣することができます。

また、バドミントン・卓球などの競技スポーツの指導は、有資格者や指導歴の豊富な約

皆さんの声をお寄せください。

〒051-8511 室蘭市幸町1-2

☎011-2193、ファクス ☎011-2835

Eメール shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp

室蘭市市民対話課

100人がバンク登録しています。詳細は体育協会に相談してください。（体育協会）

児童虐待と思われる場合の通告先は？

最近、アパートの隣室から大声で怒鳴りちらす声とともに、子どもの泣き声が聞こえてきます。虐待ではないかと思っていますが、どこに連絡したら良いでしょうか。(主婦)

お答えします

平成16年10月に「児童虐待防止法」が改正され、虐待を発見した場合だけでなく、虐待を受けていると思われる場合でも、市民は児童相談所のほか、市にも通告ができるようになりました。

市では、子ども家庭課に24時間対応の直通電話 ☎011-2590（つうこく）を設置しています。

また、次のような行為を見たり聞いたりした場合は通告してください。

- ① 身体に傷を負わせる「身体的虐待」
- ② 子どもにわいせつ行為をする「性的虐待」
- ③ 養育の怠慢、拒否「ネグレクト」
- ④ 言葉による脅し「心理的虐待」などがあります。

児童虐待の未然防止や早期発見にみなさんのご協力をお願いいたします。

(子ども家庭課)